

得点		<b>演習問題</b>	実施日	月 日	氏名
		単元名：基本的人権 ③			

【1】 次の文を読んで後の問いに答えなさい。

日本国憲法が保証している基本的人権は、自由権、社会権、基本的人権を守るための権利の3つに分けることができる。また、それらの権利の基盤として平等権があげられる。

- (1) 次の自由権のうち、身体に関するものは A、精神の自由に関するものは B、経済活動の自由に関するものは C を、それぞれの( )に書きなさい。
- ① 政府は、学者の研究や学説に干渉してはならない。( )
  - ② 犯罪の疑いがある場合でも、正当な手続きによらなければ、逮捕されたり監禁されることはない。( )
  - ③ 住居に他人が勝手に侵入することは許されない。( )
  - ④ 集会や宗教行事などへの参加は、国によって強制されない。( )
  - ⑤ どんな仕事をするか、どこに住むかは自分の意思で決められる。( )
  - ⑥ 奴隷的拘束や拷問、残虐な刑罰は禁止されている。( )
  - ⑦ 自分の意見を新聞に発表したり、著書として出版することは個人の自由である。( )

【2】 次の憲法 14 条を読んで後の問いに答えなさい。

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- (1) 日本国憲法の、上の条文に関する権利を何といいますか。( ) 権)
- (2) だれもが、人間として豊かに生きるために、20 世紀になってから新しく認められた諸権利を何といいますか。( ) 権)
- (3) 上の(2)の権利のうち、次の①～③の権利をそれぞれ何といいますか。
- ① すべて国民が、その能力に応じて、等しく受けられる権利。( ) 権利)
  - ② 国民が、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利。( ) 権)
  - ③ 勤労の権利と労働三権をふくむ権利。( ) 権)

【3】 次の文を読んで、あとの問いに答えなさい。

人権思想が発達するにつれて、各国の憲法で人権の保障が規定されるようになった。ア自由権は 18 世紀に欧米でおこった市民革命を通して確立された。日本においても明治維新後に広く主張されるようになり、イ大日本帝国憲法では「法律ノ範圍内ニ於テ」認められた。20 世紀に入ると、さらに積極的に国家に対してウ人間らしく生きる権利を要求するようになった。そのさきがけとなったのはエワイマール憲法で、オ日本国憲法でも第 25 条に「すべて国民は、健康で A 最低限度の生活を営む権利を有する」と定めている。

- (1) 下線部アに関して、次の日本国憲法の条文は、いずれも自由権を具体的に保障したものである。これについて、あとの問いに答えなさい。
- 〔第18条〕 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 〔第21条〕 集会、結社及び言論、出版その他一切の B の自由は、これを保障する。
- 〔第22条〕 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- ① 自由権は次の 3 つに分類される、(1)～(3)にあてはまる条文を上から 3 つから選び、条文の数字を答えなさい。
- (1) 身体的自由 ( ) (2) 精神の自由 ( )
  - (3) 経済活動の自由 ( )
- ② 第 21 条の B にあてはまる語句を答えなさい。( )
- (2) 下線部イに関して、日本国憲法においても自由権は無制限に認められているわけではない。次の条文中の C にあてはまる語句を答えなさい。( )
- 〔第12条〕この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に C のためにこれを利用する責任を負ふ。
- (3) 下線部ウに関して、この権利を何といいますか。( )
- (4) 下線部エはどこの国の憲法ですか。( )
- (5) 下線部オの日本国憲法では、基本的人権は「侵すことのできない D の権利」と述べられている。D にあてはまる語句を答えなさい。( )
- (6) 日本国憲法には、国民の権利だけでなく義務についても定められている。国民の三大義務にあてはまらないものを次のア～エから選び、記号で答えなさい。( )
- ア 勤労の義務      イ 子どもに普通教育を受けさせる義務
  - ウ 納税の義務      エ 選挙で投票する義務
- (7) 文中の A にあてはまる語句を答えなさい。( )

得点	<b>演習問題 (解答)</b>	実施日	月 日	氏名
	単元名：基本的人権 ③			

【1】 次の文を読んで後の問いに答えなさい。

日本国憲法が保証している基本的人権は、自由権、社会権、基本的人権を守るための権利の3つに分けることができる。また、それらの権利の基盤として平等権があげられる。

- (1) 次の自由権のうち、身体に関するものはA、精神の自由に関するものはB、経済活動の自由に関するものはCを、それぞれの( )に書きなさい。
- ① 政府は、学者の研究や学説に干渉してはならない。  
( B )
- ② 犯罪の疑いがある場合でも、正当な手続きによらなければ、逮捕されたり監禁されることはない。  
( A )
- ③ 住居に他人が勝手に侵入することは許されない。  
( C )
- ④ 集会や宗教行事などへの参加は、国によって強制されない。  
( B )
- ⑤ どんな仕事をするか、どこに住むかは自分の意思で決められる。  
( C )
- ⑥ 奴隷的拘束や拷問、残虐な刑罰は禁止されている。  
( A )
- ⑦ 自分の意見を新聞に発表したり、著書として出版することは個人の自由である。  
( B )

【2】 次の憲法14条を読んで後の問いに答えなさい。

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- (1) 日本国憲法の、上の条文に関する権利を何といいますか。  
( 平等 権 )
- (2) だれもが、人間として豊かに生きるために、20世紀になってから新しく認められた諸権利を何といいますか。  
( 社会 権 )
- (3) 上の(2)の権利のうち、次の①～③の権利をそれぞれ何といいますか。
- ① すべて国民が、その能力に応じて、等しく受けられる権利。  
( 教育を受ける権利 )
- ② 国民が、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利。  
( 生存 権 )
- ③ 勤労の権利と労働三権をふくむ権利。  
( 労働基本 権 )

【3】 次の文を読んで、あとの問いに答えなさい。

人権思想が発達するにつれて、各国の憲法で人権の保障が規定されるようになった。ア自由権は18世紀に欧米でおこった市民革命を通して確立された。日本においても明治維新後に広く主張されるようになり、イ大日本帝国憲法では「法律ノ範圍内ニ於テ」認められた。20世紀に入ると、さらに積極的に国家に対して、ウ人間らしく生きる権利を要求するようになった。そのさきがけとなったのは、エワイマール憲法で、オ日本国憲法でも第25条に「すべて国民は、健康で A な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めている。

- (1) 下線部アに関して、次の日本国憲法の条文は、いずれも自由権を具体的に保障したものである。これについて、あとの問いに答えなさい。
- [第18条] 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- [第21条] 集会、結社及び言論、出版その他一切の B の自由は、これを保障する。
- [第22条] 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- ① 自由権は次の3つに分類される、(1)～(3)にあてはまる条文を上記の3つから選び、条文の数字を答えなさい。
- (1) 身体の自由 ( 18 ) (2) 精神の自由 ( 21 )  
(3) 経済活動の自由 ( 22 )
- ② 第21条の B にあてはまる語句を答えなさい。  
( 表現 )
- (2) 下線部イに関して、日本国憲法においても自由権は無制限に認められているわけではない。次の条文中の C にあてはまる語句を答えなさい。  
( 公共の福祉 )
- [第12条] この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に C のためにこれを利用する責任を負ふ。
- (3) 下線部ウに関して、この権利を何といいますか。  
( 社会権 )
- (4) 下線部エはどこの国の憲法ですか。( ドイツ )
- (5) 下線部オの日本国憲法では、基本的人権は「侵すことのできない D の権利」と述べられている。D にあてはまる語句を答えなさい。( 永久 )
- (6) 日本国憲法には、国民の権利だけでなく義務についても定められている。国民の三大義務にあてはまらないものを次のア～エから選び、記号で答えなさい。( エ )
- ア 勤労の義務      イ 子どもに普通教育を受けさせる義務  
ウ 納税の義務      エ 選挙で投票する義務
- (7) 文中の A にあてはまる語句を答えなさい。  
( 文化的 )